

【特記仕様書の記載例】

＜当初から指定仮設とする場合＞

第〇条 共通仕様書第〇〇〇〇条第〇項に定める仮設構造物設計については、指定仮設として設計するものとする。

＜設計変更で指定仮設とする場合＞

第〇条 共通仕様書第〇〇〇〇条第〇項に定める仮設構造物設計については、指定仮設として設計するものとし、検討にかかる費用は設計変更の対象とする。

※共通仕様書の条項について（参考）

- ・「第2編 河川編」 「第2310条 樋門詳細設計」 「(8) 仮設構造物設計」
- ・「第3編 海岸編」 「第3129条 水門及び樋門詳細設計」 「(9) 仮設構造物設計」
- ・「第6編 道路編」 「第6408条 道路詳細設計」 「(7) 仮設構造物設計」
- ・「第6編 道路編」 「第6709条 立坑詳細設計」 「(1 2) 仮設構造物設計」

なお、上記以外に該当する場合は、適宜、特記仕様書へ記載することとする。